

早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2013年11月8日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2013年10月号掲載)

第29回 中国特許民事訴訟の基礎

1.概要

第28回に引き続き中国民事訴訟法について解説する。

2.時効

(1)時効2年の原則

中国専利法第68条第1項では時効について以下のとおり規定している。

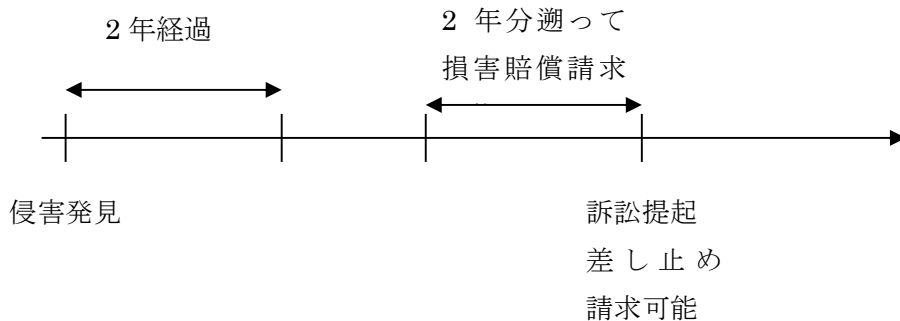
中国専利法第68条第1項

特許権侵害の訴訟時効は2年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った日又は知るべきであった日から起算する。

損害賠償請求について3年の時効が認められている日本(民法第724条)と異なり、中国では2年で訴訟時効となる点に留意する必要がある。中国専利法第68条第1項の規定からすれば、損害賠償の時効と差し止め請求の時効とを区別していないため、2年経過すれば差し止め請求もできないとも解釈できる。この点については司法解釈[2001]第21号第23条にて明確化されている。同条の規定は以下のとおりである。

司法解釈[2001]第21号第23条

権利者が2年を超えて提訴している場合で、権利侵害行為が提訴する時点でも依然として継続しており、当該特許権が有効期間内にあるときは、人民法院は被告に対し権利侵害行為を停止する判決を下さなければならない。権利侵害に対する損害賠償の金額は、権利者が人民法院に提訴した日から2年前までを推算する。



参考図 訴訟時効の概念を示す説明図

すなわち、参考図に示すように、侵害行為を知ってから2年を経過したものの、依然として相手方が侵害行為を継続している場合は、当然差止め請求が認められる。ただし損害賠償金は提訴の日から2年遡った分までしか請求することはできない。

(2)「知るべきであった」の解釈

専利法第68条第1項では「侵害行為を知った日または知るべきであった日」と規定しており、「知った」以外に、「知るべきであった」場合も、時効が起算される。ここで、「知るべきであった」とは、権利者が一般人として侵害行為の存在を知るべき状況をいうと解されている。例えば、侵害者が長期にわたって特許技術を利用して生産し、かつ、原告の拠点を含む地域にて長期にわたって大量に販売した場合は、侵害行為を「知るべきであった」と認定されるものと解される¹⁾。

その他、「例えば、侵害製品が市場で大規模に販売された場合、侵害者がメディアを通じて相当広範な宣伝広告を行った場合、侵害品が展示会に展示され権利者も同一展示会に参加していた場合等が挙げられ、他方権利者が継続的に外国に居住している場合は知るべきであったと認定できないと解されている。²⁾

(3)時効の中止

訴訟時効期間の最後の6ヶ月内に、不可抗力またはその他の障害により、特許権を行使できない場合、訴訟時効は中止される。そして時効中止の事由がなくなった日から、訴訟時効期間は継続して計算される(民法通則第139条)。すなわち、時効の最後の6ヶ月以内に地震等が発生し不可抗力により特許権を行使できない場合、訴訟時効が中止され

¹⁾ 程 永順 主編「知識産権法律保護教程」(知識産権出版社 2005年)p77-82

²⁾ 中島 敏著「日中対訳 逐条解説中国特許全法令」(経済産業調査会 2006年)p827-828

る。また以下に示す「その他の障害」に該当する場合も訴訟時効は中止される(司法解釈[2008]第 11 号第 20 条)。

- ①権利が侵害された民事行為能力のない者、民事行為能力に制限のある者で、法定代理人のない者、または法定代理人が死亡、代理権を喪失、行為能力が喪失した場合
- ②相続開始後に相続人または遺産管理人が確定していない場合
- ③権利人が義務人またはその他の者により制御され、権利主張ができない場合
- ④その他、権利人が権利主張を行うことができない客観的状況が存在する場合

(4)時効の中断

訴訟時効は、訴えを提起することにより、当事者の一方が要求を提出し、または義務の履行を承諾することにより、中断される(民法通則第 140 条)。すなわち、当事者の一方が人民法院へ訴訟を提起、または警告を行うことにより訴訟時効期間が中断する。

ここで、「当事者の一方が要求を提出」とは司法解釈[2008]第 11 号第 10 条に規定する以下の 2 つの形態をいい、訴訟時効が中断する。

司法解釈[2008]第 11 号第 10 条

(1) 当事者の一方が相手方当事者に権利主張文書を直接送付し、相手方当事者が文書上にサイン、押印したまたはサイン、押印はしていないが、その他の方式で相手方当事者が当該文書を受け取ったことを証明できる場合。

(2) 当事者の一方が郵便送付または電子データ送信方式で権利を主張し、相手方当事者がその郵便物または電子データを受け取ったまたは受け取り得た場合。

司法アプローチだけではなく、行政アプローチ、すなわち特許権者が特許管理業務部門に処理を申請した場合も時効は中断される(司法解釈[2008]第 11 号第 14 条)。

司法解釈[2008]第 11 号第 14 条

権利者が人民調解委員会及びその他の合法的に民事紛争関連解決の権力を有する国家機関、事業単位、社会团体等の社会組織に相応の民事権利の保護を求めた場合、訴訟時効は請求が提出された日より中断されるものとする。

なお、訴訟時効期間は、中断の時からあらためて計算される。例えば、警告を行った場合、警告を行った日からあらためて 2 年の期間が起算される。

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ 10 月号をご覧ください。